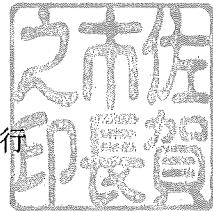


諮詢書

佐市こ家第1761号
平成31年3月28日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 質問内容

「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」支給事務における個人情報の目的外利用について

2 目的外利用申請者

子育て支援部 こども家庭課 子育て給付係

3 個人情報の所管課

子育て支援部 こども家庭課 子育て給付係

4 目的外利用を行う個人情報の内容

児童扶養手当受給者情報のうち、以下の情報

- ・郵便番号
- ・住所
- ・氏名（カナ氏名を含む）
- ・生年月日
- ・性別
- ・児童扶養手当証書番号
- ・支給対象児童情報及び支給事由情報
- ・手当振込先口座情報

※以上、添付資料(1) 児童扶養手当受給資格者台帳様式に含まれる情報

- ・受給資格審査における調査・確認情報

5 目的外利用の経緯及び理由

○未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給候補者抽出、受給資格審査

国は、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の措置として、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」(以下、「給付金」という。)を平成31年度に1回限り支給を行うよう、国から自治体に対して要請があった。詳細は添付資料(2)のとおり。

本市の児童扶養手当全受給者(H31.3.1時点2,417名)のうち、受給理由として「未婚」である者の数は229名である。給付金を支給するためには、支給要件に該当する方から申請をしていただく必要があるが、この方々については給付金の支給要件に該当する可能性が高いことから、当該受給者の児童扶養手当受給者情報を用いて、事前に氏名等の必要情報を入力した申請書を作成することで、円滑な支給を行うため。

また、申請書を受理した後、受給資格を審査するに当たり、過去の調査記録等を確認する必要があるため。

なお、本給付金事業は法令に基づくものではなく(国は補助金制度を整備するのみ)、事業の実施は都道府県、市(特別区を含む)、福祉事務所を設置する町村の判断に委ねられている。

6 目的外利用の期間

答申日から平成32年3月31日まで

7 添付資料

- (1) 児童扶養手当受給資格者台帳様式
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について(H31.3.1 全国児童福祉主管課長会議における厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室配付資料)
- (3) スケジュール(案)
- (4) 申請書(厚生労働省案)

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

平成30年12月13日の自由民主党・公明党政調会長合意において、2019年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこととして、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

(1) 名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

(2) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

(3) 支給対象者

以下のすべての要件に該当する者

- ①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
②基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）

- ※1 支給対象者が基準日以後に死亡した場合は、対象児童に支給する。
※2 支給対象者が基準日以後に児童扶養手当の資格を喪失した場合も、給付金を支給する。
※3 児童扶養手当の受給者が「母（父）かつ養育者」であった場合、「母（父）」とみなす。

(4) 基準日

2019年10月31日

(5) 給付額

17,500円

※ 支給対象者：約10万人

(6) 費用

全額国庫負担（10／10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（支給手続き）

支給手続き

- 支給対象者は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）に対して、支給の申請を行う。
 - * 原則として、「児童扶養手当の現況届（児童扶養手当受給資格者の現況を8月中旬に都道府県等に届け出るもの）の手続き」と「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の手続き」を同時にを行う事により、手続きを簡素化。
 - * なお、支給対象者のうち、国が2019年11月分の児童扶養手当を支給する者については、基準日（10月31日）における住所地の都道府県等に対して、支給の申請を行うこととする。
- 申請を受け付けた都道府県等は、児童扶養手当の受給状況、婚姻をしたことがないか等について審査の上、支給対象者に対して支給を行う。
 - * 申請時に戸籍等の提出を求めるることにより、申請者が婚姻をしたことがないかを確認。
 - * 現況届（8月）と同時に申請を行った申請者が、基準日（10月31日）より前に転居した場合は、転入先の都道府県等で再度申請手続きを行う必要がある。
 - * 基準日（10月31日）より後に転居をした場合は、転入先ではなく、2019年11月分の児童扶養手当を支給する都道府県等が給付金の支給を行う。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（その他）

経費

- 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に要する経費については、平成31年度予算案に母子家庭等対策総合支援事業として計上している。また、システム改修に要する経費については、平成30年度第2次補正予算に児童扶養手当システム改修事業として計上している。

母子家庭等対策総合支援事業 約159億円の内数（事業費及び事務費）

児童扶養手当システム改修事業 約16億円の内数（システム改修費）

スケジュール等

- 支給時期については、原則として児童扶養手当1月定時払いの支払日と同日とし、児童扶養手当と併せて支給することとする。

（注）2019年8月の児童扶養手当の現況届の手続きと同時に申請手続きを実施。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 事業日程等案

H31.3.15
子育て支援部 こども家庭課 子育て給付係

イベント	時期	3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下						
2019年度国予算成立	3月末																																							
事業実施方針決定	3月中～下旬																																							
個人情報保護審査会	4月26日																																							
実施要綱制定	6月上旬																																							
広報（8/1市報）	6月上旬																																							
対象者抽出	7月中旬																																							
申請書作成	7月下旬																																							
申請案内発出	8月上旬																																							
申請受付※現況履と同時	8～9月																																							
受給資格審査・判定	11～12月																																							
支給（不支給）決定通知	1月上旬																																							
支給（第1回）	1月10日																																							
領時受付	10～2月																																							
領時支払	1月下旬～																																							
資格喪失者からの回収	1月中旬～																																							

※本事業は、国からの補助金に基づく自治事務。事業実施は国からの補助がある平成31年度のみの単発事業
※したがって、申請受付も支給者の支給後資格喪失調査も平成31年度限り。32年度以降は遡及資格喪失者への返納請求のみ

※目的外利用予定個人情報：児童扶養手当受給者情報

→受給対象者は、「児童扶養手当受給者」かつ「H31.10.31までに法律婚をしたことがない者」

→児童扶養手当用システム「MICJET MISALIO」格納データ中、受給事由が「チ 未婚」である者を抽出し、申請書を作成

→受給事由は「未婚」でも、受給対象児童の出産に行っている場合もあるので、申請の際戸籍（及び誓約書）を提出させ、一度も婚姻歴がないか審査を行う

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

2019年11月分の児童扶養手当支給等(見込み)市区町村

市区町村長殿

市区町村
受付印

1. 申請・請求者

記入日	年 月 日			
(フリガナ) 氏 名		性別	生年月日	現住所
		男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。				
※裏面の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。				
証書番号				

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

 A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。) B 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。
【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	店番号	
金融機関番号				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。 C 現金による支給を希望(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは○月○日からとなります。)
※Cを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

申請取下げ書

記入日	年 月 日
-----	-------

市区町村
受付印

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名
印

* 記名押印に代えて署名することができます。

※基準日(10月31日)より前に、以下の事項に該当することとなつたため、申請を取り下げます。

 (1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。 (2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

(裏面も必ず確認してください。)

【誓約・同意事項】

- (1)申請日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日(10月31日)より前に、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請書を取り下げます。
(支給要件)
 - ①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
 - ②基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
 - ③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7)給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し